内閣衆質九三第一三号

昭和五十五年十二月二十六日

内閣総理大臣 鈴 木 善 幸

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員部谷孝之君提出「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」 の改正に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員部 谷孝之君提 出 陸 戦 ノ法 規慣 例 = 関 ス ル条約」 の改正に関する質問 に . 対

する答弁書

一から三までについて

ーグ陸 、戦条規改正を国連に提訴する会」が 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」 の改正について

国 際連合に 訴える等努力されていることは 承 知 して お り、 また、 国 際 連合事務 局 が 御 質 間 \mathcal{O} 訴

えを受領し たことも承 知 L ている。 しか L なが ら、 政府としては、 玉 際 連 合 憲 章 及 び 日 本 玉 憲

法 に 従 つて、 玉 際 平 和 \mathcal{O} た め 種 々 \mathcal{O} 努 力 を 払 つ てい るところでもあ ý, 御 . 質 間 0) ょ うな 改 Ē

に

ついて国際連合における審議を求めることは考えていない。

右答弁する。